省令

○外務省令第一号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十日

外務大臣　岸田　文雄

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「ヤンゴン（ミャンマー）」を「ヤンゴン（ミャンマー）」に、「メキシコ（メキシコ）」を「メキシコ（メキシコ）」に、「アスンシオン（パラグアイ）」を「アスンシオン（パラグアイ）」に、「サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ）」を「サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令別表の規定は、平成二十八年一月一日から適用する。